

人権に特に関係する職業従事者に対する研修の推進

教職員 社会教育 関係職員	<ul style="list-style-type: none">教職員：学校教育の担い手として、各学校における研修や京都府総合教育センター等における研修を通じて、人権意識の高揚、人権教育に関する知識・技能の向上等、実践力や指導力の向上のための取組の推進。子どもへの愛情や教育への使命感等を持った人材の養成。私立学校や大学における教職員：人権意識の高揚を図るための取組の要請、人権研修の実施。社会教育関係職員：地域社会における人権教育に関する認識の深化と、専門性を備えた指導者としての資質向上を図るための研修の充実。
医療関係者	<ul style="list-style-type: none">患者のプライバシーへの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が求められる医療関係者（医療従事者を育成する学校や養成所のほか、医師会・歯科医師会等医療関係団体）に対して人権教育・啓発の充実について指導・要請。患者等の苦情相談窓口の設置。
保健福祉 関係者	<ul style="list-style-type: none">保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実を支援。保健福祉関係職員を育成する学校や養成所及び研修機関に対して人権教育・研修の充実を指導・要請。
消防職員	<ul style="list-style-type: none">府立消防学校における人権に関する講義の充実。各消防本部における継続的な人権研修の実施の要請。
警察職員	<ul style="list-style-type: none">職場や警察学校における各種教養などの機会を通じて、人権意識をより一層高めるための教育を充実。きめ細かな被害者対策や青少年の健全育成に関する諸活動の積極的な推進。
公務員	<ul style="list-style-type: none">府職員：職務内容に応じた人権研修の一層の推進。各種の研修教材の整備等による職場研修や自己啓発の支援。人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、府職員向けの業務を点検するための指標づくり。市町村職員：指導者養成研修会の実施により、積極的に各種情報の提供を行い市町村職員の人権意識の向上を支援。
マスメディア 関係者	<ul style="list-style-type: none">マスメディア関係者に対し、府民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促す。

● 計画の推進体制等

計画の推進のため府内関係部局による計画推進本部を引き続き設置し総合的な推進体制を整えるとともに、府民レベルの第三者評価による施策の点検等を行い効果的な人権教育・啓発の実施を図ります。

- ① 府内関係部局による計画推進本部を引き続き設置し総合的な推進
- ② 計画の策定趣旨の府民への積極的な周知及び施策実施に係る府民意識の把握
- ③ 第三者評価による施策の点検等を踏まえた効果的な実施
- ④ 市町村への支援・連携、民間等との協働

● 計画の推進策

次に掲げる推進方策を実施することにより、計画の推進を図ります。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 指導者の養成 | ④ 国、市町村、民間等との連携 |
| ② 人権教育・啓発資料等の整備 | ⑤ 調査・研究成果の活用 |
| ③ 効果的な手法による人権教育・啓発の実施 | |